

事業所得割保険料算出表

◇法人事業所の甲種組合員の場合

算定基礎	I	○前事業年度の医業収入にかかる所得総額（注1）
	II	○医業収入が6,250万円を超え、確定申告書等の提出を省略したい組合員、または、確定申告書等の提出の無い組合員は、所得総額を6,250万円とみなす。 (年間賦課限度額50万円を賦課徴収いたします)
賦課率	8/1,000	
提出書類	I	<p>下記①～⑤を提出</p> <p>①県へ提出した前事業年度分の確定申告書の写し (電子申告の場合、受付番号・受付日時等が確認できるもの)</p> <p>②所得金額に関する計算書の写し</p> <p>③医療法人等に係る所得金額の計算書の写し</p> <p>④所得の金額の計算に関する明細書の写し</p> <p>⑤損益計算書の写し</p> <p>※提出書類の必要箇所は□で表示している箇所になります。必ず判読可能な状態で提出してください。</p>
	II	<p>《確定申告書等の提出を省略する場合》</p> <p>⑥「事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について」</p>
提出期日	7月31日	

(注1) 医業収入にかかる所得総額とは、社保及び国保診療報酬収入、自由診療収入、雑収入の合算額となります。

※新たに甲種組合員になられた方は、事業所得割保険料算出のない年に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を賦課徴収いたします。

※本組規約及び保険料賦課徴収規程の規定に基づき、上記の通り定めています。
詳細は別添の抜粋をご覧ください。

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合規約（抜粋）

第4章 保 険 料

（保険料賦課額）

第19条 組合員は、次の区分により定めた額の保険料を毎月組合に納付しなければならない。

（5）甲種組合員（後期高齢者組合員を除く。）は、事業所得割保険料算定のため、組合が定める期日までに、別に定める医業収入に係る所得総額を証明する確定申告書等の書類（以下、「確定申告書等」という。）を提出する。個人事業主である甲種組合員は前年、それ以外の甲種組合員は前事業年度の確定申告書等に基づき、医業収入に係る所得総額の1,000分の8の額を12で除して徴収するものとする。（ただし、算出額が年間50万円を超えるものについては賦課限度額50万円とする。）

確定申告書等の提出のない甲種組合員に対しては、賦課限度額50万円を賦課徴収するものとする。

なお、あらたに甲種組合員になる者は、事業所得割保険料算出のない年又は年度に限り、上記で算出した1医療機関当たり県平均額を、甲種組合員となった月から、賦課徴収するものとする。

ただし、後期高齢者組合員が開設し、管理する医療施設又は医療法人で複数の施設を有する場合、後期高齢者組合員以外の歯科医師が勤務する施設においては、事業所得割保険料を納付しなければならない。

5. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合保険料賦課徴収規程（抜粋）

第7条 甲種組合員又は後期高齢者組合員が提出する、本組合規約第19条第1項第5号（事業所得割保険料）に規定する医業収入にかかる所得総額を証明する書類とは、次の各号に掲げるものとし、電子申告（e-Tax）の場合は税務署から発行される受信通知の写しを添付するものとする。

（1）個人歯科診療所の場合は、税務署へ提出した前年分の所得税の確定申告書及びその関係書類の写し

（2）医療法人歯科診療所の場合は、県へ提出した前事業年度分の申告書一式（医療法人等に係る所得金額の計算書及び決算書含む）の写し

2 前項の規定にかかわらず、医療法人が複数の施設を有する場合は、主たる施設の甲種組合員又は後期高齢者組合員が医療法人全ての収入額を証明する書類を提出するものとする。

医療法人に属するそれぞれの施設に対する事業所得割保険料は、その全ての収入額を従たる施設を含む施設数で除した額を基に算定し、本組合規約第19条第1項第5号に規定する施設数に対して賦課徴収する。

受付印の有無は
問いません

Form with multiple sections: 法人番号, 事業種目, 課税標準, 税率, 税額, 所得割, 資本割, 収入割, etc.

第六号様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第三条・第五条・第十条の一関係) [別紙十三]

これは見本です。このまま使用しないでください。

Continuation of the tax form with sections for 合計特別法人事業税額, 所得金額の計算の内訳, 法人税の所得金額, etc.

の箇所が必要となりますので、判読可能な状態で提出してください。

※ 処理 事項	整理 番号	事務所 区分	管理 番号	申告 区分
法人 番号				
事 業 年 度	令 和	年	月	日から
	令 和	年	月	日まで

法人名

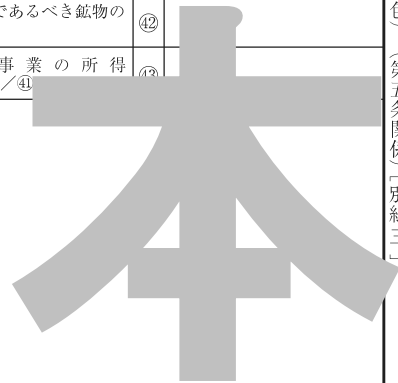
所得金額に関する計算書(法第72条の2第1項第3号に掲げる事業)
第1号 第3号に掲げる事業
第4号

所得金額の計算		非課税所得の区分計算	
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34)又は個別所得金額(法人税の明細書(別表4)の(42))	①	外国の事業における事務所又は事業所の期末の従業員数	⑳
損金の額又は個別帰属損金額に算入した所得税額及び復興特別所得税額	②	期末の総従業員数	㉑
損金の額又は個別帰属損金額に算入した分配時調整外国税相当額	③	外国から生ずる事業所得 (⑩+⑪)×㉒/㉓	㉒
損金の額又は個別帰属損金額に算入した海外投資等損失準備金勘定への繰入額	④	鉱物の掘採事業と精錬事業とを通じて算定した所得	㉓
損金の額又は個別帰属損金額に算入した外国法人税の額	⑤	生産品の収入金額又は生産品の収入金額から買値価格を差し引いた金額	㉔
益金の額又は個別帰属益金額に算入した中間申告又は連結中間申告における繰戻しによる遡付に係る災害損失欠損金額	⑥	鉱産税の課税標準であるべき鉱物の価値	㉕
非適格の合併等又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額	⑦	鉱物の掘採事業の所得 ㉖×㉗/㉘	㉖
⑧	⑧		
⑨	⑨		
⑩	⑩		
⑪	⑪		
⑫	⑫		
⑬	⑬		
⑭	⑭		
計			
外国の事業に帰属する所得	⑰		
再 仮 計	⑱-⑰		
非課税等所得			
林業に係る所得	⑲		
鉱物の掘採事業に係る所得	⑳		
社会保険等に係る医療の所得	㉑		
農事組合法人の農業に係る所得	㉒		
小 計	㉓		
所得金額差引計	㉔-㉓		
繰越欠損金額等又は災害損失金額の当期控除額	㉕		
債務免除等があった場合の欠損金額等の当期控除額	㉖		
所得金額再差引計	㉗-㉕-㉖		
新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額	㉘		
農業経営基盤強化準備金積立額の損金算入額	㉙		
農用地等を取得した場合の圧縮額の損金算入額	㉚		
関西国際空港用地整備準備金積立額の損金算入額	㉛		
中部国際空港整備準備金積立額の損金算入額	㉜		
再投資等準備金積立額の損金算入額	㉝		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の損金算入額	㉞		
特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の特別勘定取崩額の損金算入額	㉟		
合計	㊱-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙-㉚-㉛-㉜-㉝		

第六号様式別表五(提出用)

(用紙日本産業規格A4・セピア色)

(第五条関係「別紙三」)



医療法人等に係る所得金額の計算書

事業年度	年 月 日から 年 月 日まで	法人名	医療施設名
------	--------------------	-----	-------

総所得金額		(1)	円
医療事業とその他の事業とを併せて行う場合又は土地譲渡益等がある場合の所得の区分 ((1)の内訳)	医療事業に係る所得金額	(2)	円
	その他の事業に係る所得金額	(3)	円
	土地譲渡益等	(4)	円
社会保険診療分の所得金額	計算の基礎とする収入金額	社会保険診療分の収入金額 (下段(ア)欄の額)	(5) 円
		医療事業に係る収入金額 (下段(エ)欄の額)	(6) 円
所得金額の計算	社会保険診療分の所得金額	$\left[\begin{array}{l} (1) \times (5) \div (6) \\ \text{又は} (2) \times (5) \div (6) \end{array} \right]$	(7) 円 <small>1円未満の端数切上げ(欠損の場合は切捨て)</small>
課税所得金額の計算	当期分の所得金額	(1)-(7)	(8) 円
	前10年以内の繰越欠損金又は災害損失金の当期控除額	(9)	円
	課税標準となる所得金額	(8)-(9)	(10) 円

計算の基礎とする収入金額の計算

※ 記入は(ア), (イ), (ウ), (エ)欄のみで構いません。

社会保険診療分の収入金額 小計		円	その他の分の収入金額 小計		円
上段(5)欄へ (ア)			(イ)		
社会保険診療分の収入金額	健康保険法		その他の分の収入金額	労働者災害補償保険法	
	国民健康保険法			介護保険法	
	高齢者の医療の確保に関する法律			自費診療収入	
	船員保険法			入院料, ベット代差額収入	
	国家公務員共済組合法			健康診断, 予防注射等受託医療収入	
	防衛庁の職員の給与等に関する法律			その他の医療収入	
	地方公			利子補給金・事務取扱手数料等	
	私立学			患者, 付添人食事	
	戦傷病			健康診断等証明収入	
	身体障			生産品等販売収入	
	母子保			受託技工, 検査料等収入	
	児童福			嘱託収入	
	原子爆弾被爆者に対する医療に関する法律			利子等及び配当等	
	生活保護			電話, 電気, ガス, テレビ, ...等使用料収入	
	中			不用品売却収入	
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律					
麻薬及び向精神薬取締法		その他附随収入			
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律					
心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律		その他の事業に係る収入金額 小計	(ウ) 円		
介護保険法		この欄は、その他の事業に係る収入金額を医療事業に係る収入金額に含めて計算する場合のみ記入します。	商品販売収入		
障害者総合支援法			物品・資産貸付収入		

医療事業に係る収入金額 (ア)+(イ)+(ウ)	(総収入金額)	上段(6)欄へ (エ)	円
-------------------------	---------	-------------	---

所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)

事業年度 : : 法人名

別表四(簡易様式) 令七・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「52」の「52」の「①」欄の金額は、「②」欄の金額に「③」欄の金額を加算し、これから「※」の金額を加減した額と符合することになります。

区分	総額	処 分	
		留 保	社 外 流 出
	①	②	③
当期利益又は当期欠損の額	円	円	円
加			
損金経理をした法人税及び地方法人税(附帯税を除く。)	2		
損金経理をした道府県民税及び市町村民税	3		
損金経理をした納税充当金	4		
損金経理をした附帯税(利子税を除く。)、加算金、延滞金(延納分を除く。)及び過怠税	5		その他
減価償却の償却超過額	6		
役員給与の損金不算入額	7		その他
交際費等の損金不算入額	8		その他
通算法人に係る加算額(別表四附表「5」)	9		外※
	10		
小 計	11		外※
減			
減価償却超過額の当期認容額	12		
納税充当金から支出した事業税等の金額	13		
受取配当等の益金不算入額(別表八(一)「5」)	14		※
外国子会社から受ける剰余金の配当(別表九「26」)	15		※
入 額	16		※
算入額	17		
及び金額の等	18		
額等	19		※
算額	20		
(別表四附表「	21		
小 計	22		外※
仮 計	23		外※
(1)+(11)-(22)	23		
対象純支払利子等の損金不算入額(別表十七(二)の二「29」又は「34」)	24		その他
超過利子額の損金算入額(別表十七(二)の三「10」)	25	△	※ △
仮 計	26		外※
((23)から(25)までの計)	26		
寄附金の損金不算入額(別表十四(二)「24」又は「40」)	27		その他
法人税額から控除される所得税額(別表六(一)「6の③」)	29		その他
税額控除の対象となる外国法人税の額(別表六(二)の二「7」)	30		その他
分配時調整外国税相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額(別表六(五)の二「5の②」)+(別表十七(三)の六「1」)	31		その他
組合等損失額の損金不算入額又は組合等損失超過合計額の損金算入額(別表九(二)「10」)	32		
合 計	34		外※
(26)+(27)+(29)+(30)+(31)+(32)	34		
中間申告における繰戻しによる還付に係る災害損失欠損金額の益金算入額	37		※
非適格合併又は残余財産の全部分配等による移転資産等の譲渡利益額又は譲渡損失額	38		※
差 引 計	39		外※
(34)+(37)+(38)	39		
更生欠損金又は民事再生等評価換えが行われる場合の再生等欠損金の損金算入額(別表七(三)「9」又は「21」)	40	△	※ △
通算対象欠損金額の損金算入額又は通算対象所得金額の益金算入額(別表七(二)「5」又は「11」)	41		※
差 引 計	43		外※
(39)+(40)±(41)	43		
欠損金等の当期控除額(別表七(一)「4の計」)+(別表七(四)「10」)	44	△	※ △
総 計	45		外※
(43)+(44)	45		
残余財産の確定の日の属する事業年度に係る事業税及び特別法人事業税の損金算入額	51	△	
所得金額又は欠損金額	52	△	外※

法人名
所在地

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
(自 令和 年 月 日 至 令和 年 月 日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	×××
2 事業費用	×××
本来業務事業利益	×××
B 附帯業務事業損益	
1	×××
2	×××
附帯業務事業利益	×××
事業利益	×××
II 事業外	×××
III 経常利益	×××
IV 利益	×××
V 特別損失	×××
税引前当期純利益	×××
法人税等	×××
当期純利益	×××

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

⑥

別紙様式

令和 年 月 日

鹿児島県歯科医師国民健康保険組合理事長 殿

甲種組合員氏名 ㊟

※本人自署の場合は押印省略可

事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出省略の申し出について

令和 8 年 6 月 24 日付鹿歯国保発第 41 号において依頼のありました事業所得割保険料算定のための確定申告書等の提出については、関係書類の提出を省略することを申し出ます。

別紙 1

確定申告書等の提出から判定等におけるスケジュール

時 期	業 務 内 容
6月下旬～7月31日	確定申告書等収集
6月下旬～9月	医業収入判定・保険料賦課システム入力
10月～翌年9月	新事業所得割保険料賦課徴収

※医業収入判定に係る業務は、情報セキュリティポリシーを遵守し、国保組合の担当職員が行います。

※ご提出いただいた確定申告書等は、施錠できる場所に保管し、厳重に管理することといたします。

※確定申告書等の保存期間は、鹿児島県歯科医師国民健康保険組作文書取扱規程に則り処理することとし、破棄については、業者へ溶解処理を委託いたします。(保存期間：10年)

12. 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合
文書取扱規程（抜粋）

第1条 鹿児島県歯科医師国民健康保険組合の文書は、次の区分によってこれを保存する。

ただし、第3種に属する文書で軽易なものは、保存期間を1年とすることができる。

第1種 永年 第2種 10年 第3種 3年
前項の文書の種類は別表による。